

義務教育学校等の設置に関する検討報告書（概要）

義務教育学校の仕組みと設置状況

- ① **目的**・・・心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫として施すこと。（学校教育法 § 49の2）
 - ② **設置**・・・国・地方公共団体・学校法人が設置可。（法 § 2）
市町村の小・中学校の設置義務は、義務教育学校の設置をもって履行。（法 § 38・ § 49）
 - ③ **修業年限**・・・9年。原則は、前期6年・後期3年の課程に区分。（法 § 49の4・ § 49の5）
 - ④ **教育課程**・・・小学校・中学校の学習指導要領を準用。文科省告示で特例あり。
(法施行規則 § 79の6・ § 79の7)
 - ⑤ **教員免許**・・・小学校・中学校の免許状が必要。当分の間、どちらかの免許状で指導可。
(教育職員免許法附則⑱)
- ★設置状況・・・全国145校。うち大阪府7校。（令和3年度）

大東市の現状と課題

- 小中連携教育の取組み**・・・北条小・北条中において「小中一貫教育モデル事業」を実施。
- 小・中学校の教職員による共通した取組みが出来た。
 - 児童・生徒の「学校に行くのが楽しい」「自分にはよいところがある」の肯定的評価が上昇。
- 児童数・生徒数の減少**・・・
- 小学校児童数：R4、5,284名。R10、4,700名。（R4、北条小・住道北小は12クラス未満。）
 - 中学校生徒数：R4、2,735名。R10、2,258名。（R4、北条中・四条中・大東中は9クラス未満。）
- 校舎等の老朽化**・・・
- 本市の小・中学校は、S40～50年代に集中整備され、施設の適正な維持管理が課題。
 - 「大東市小中学校長寿命化計画」を策定し、R3から全小・中学校を対象に順次改修工事。
- 災害のリスク**・・・
- 北条小学校は、「土砂災害防止法」に基づき、「土砂災害警戒区域」等に指定。

小中一貫教育・義務教育学校に対する基本的な考え方

- 1、児童・生徒の「学び」と「育ち」の連続性を大切に、小中連携教育から小中一貫教育への深化をすすめる必要。
- 2、また、児童数・生徒数の減少、校舎等の老朽化等の本市課題の対応として、小・中学校の再編・移転などをすすめる必要。
- 3、については、これまでの連携実績や立地の緊急性を踏まえ、「北条小学校」「北条中学校」を対象に、「(仮称)北条義務教育学校」等の設置に向けた検討を開始。
付属機能の可能性も併せて検討。

新しい学校の場所・施設規模等

- 場所**・・・
- 北条中の敷地と施設を活用し、施設一体型の学校整備。
 - 隣接する「北条公園」用地の一部を編入する等し、必要面積の確保が必要。

施設規模

	敷地面積		校舎床面積	体育館床面積
		運動場等		
北条小	17,476	5,219	6,545	851
北条中	18,546	9,817	5,776	1,020
新義務教育学校等	約 23,700 + α	約 12,000～12,500	約 10,800	約 2,200
[北条中からの増加分]	約 5,200 + α	約 2,200～2,700	約 5,000	約 1,200

- 付属機能設置の場合、その要素によって追加の敷地が必要。

新しい学校の概算整備費用

	歳出	歳入(補助金等のみ)
① 新校舎整備費	約20.0億円	約2.8億円
② 体育館整備費	約4.9億円	約1.6億円
③ 給食室整備費	約2.9億円	約0.4億円
④ 北条中長寿命化	約17.2億円	約3.3億円
合計	約44.9億円	約8.1億円
(長寿命化を除く)小計	(約27.8億円)	(約4.8億円)

- 各整備費の歳入として、「公立学校施設整備費補助金」・「学校施設環境改善交付金」の活用を想定。
- また、歳入として、一定の交付税措置が考えられる。

新しい学校の教育課程と通学区域

学年の区分

- 原則「6-3」であるが、「4-3-2」等の柔軟な学年段階の区切り設定と、教科書の配付が可能。
- 例えば、「総合的な学習の時間」と「生活科」の一部統合による新課程の創設などが考えられる。

特色ある取組み

- 例えば、上述の新課程を「(仮称)ほうじょう未来科」として、異年齢交流を取り入れる時間を設ける等の教育活動を実施。

教員の指導体制

- 例えば、後期課程の教員が前期課程の「英語科」授業を実施。

通学区域

- 指定校区を前提としながら、「通学区特認校制」導入を検討。

※この報告書は「義務教育学校」（小中一貫校）の創設について、議論をすすめるためのたたき案として策定したものであり、行政計画として定めたものではない。